破産債権の届出期間及び一般調査期間

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２号
堺市中区伏尾２９３３番地１
清算株式会社　株式会社ウォーク
代表清算人　　川嶋進
１　決定年月日　令和８年４月２３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所堺支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０９２号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　山室繊維株式会社
１　決定年月日　令和８年４月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

令和７年（ヒ）第３号
京都府船井郡京丹波町保井谷三ツ枝３８番地
清算株式会社　瑞穂農林株式会社
１　決定年月日　令和８年４月２０日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所園部支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２００４号
東京都大田区南蒲田三丁目11番７号
清算株式会社　稲岡工業株式会社
代表清算人　稲岡喜一
１　決定年月日　令和８年４月22日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づく弁済計画
協定債権者及び清算株式会社は、本協定案が、中小企業の事業再生等に関するガイドライン（廃業型）に基づく私的債務整理手続において協定債権者の全社同意を得て成立した、清算株式会社作成に係る令和７年９月２日付け弁済計画案（修正版）（以下「本件弁済計画」という。）に基づき、策定されるものであることを確認する。
２　協定債権
⑴　協定債権の確認
協定債権者及び清算株式会社は、協定債権者の清算株式会社に対する協定債権の金額が別紙「協定債権一覧表」記載のとおりであることを確認する。
⑵　基準債権額及び基準シェア
協定債権者及び清算株式会社は、次項以下に定める協定債権の権利の変更（按分弁済の弁済率計算）の基準となる債権額及び割合については、本件弁済計画に基づき、協定債権者の有する協定債権の